

第56回東北地区肢体不自由教育研究大会

日 時：平成30年9月28日（金）

場 所：宮城県立拓桃支援学校

学習指導要領改訂と肢体不自由教育の現状



文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課特別支援教育調査官
（兼）独立行政法人大学入試センター 新テスト特任研究官
菅野和彦

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

【幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器(ICT機器)の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：30年度、小学部：32年度、中学部：33年度、高等部：34年度入学者から実施予定。

育成すべき資質・能力の三つの柱

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共
(仮称)」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

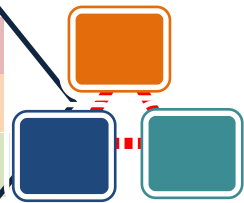
生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の力を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

カリキュラム・マネジメントの充実

学習指導要領（第1章第2節の4）

各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、**教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）**に努めるものとする。その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の（3）のイに示す**個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。**

小学部・中学部学習指導要領の 改訂の要点

(1)前文の趣旨及び要点

(2)総則改訂の要点

(3)各教科

(4)外国語活動

(5)総合的な学習の時間

(6)自立活動

(1)前文の趣旨及び要点

新学習指導要領 「前文」抜粋

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、**社会に開かれた教育課程の実現**が重要となる。

教育課程の編成の原則

学習指導要領は、国が定めた**教育課程の基準**であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものである。

教育課程は、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を考慮し、**教師の創意工夫を加えて学校が編成**するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。



校長を中心として全教職員が共通理解を図りながら、学校として統一のあるしかも特色をもった教育課程を編成することが望まれる。

(2)総則改訂の要点

- 総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から改善を行った。

- ①資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ②カリキュラム・マネジメントの充実
- ③児童生徒の調和的な発達の支援、家庭や地域との連携・協働
- ④重複障害者等に関する教育課程の取扱い

・ 各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが**ら教育活動の充実を図ること**を示した。

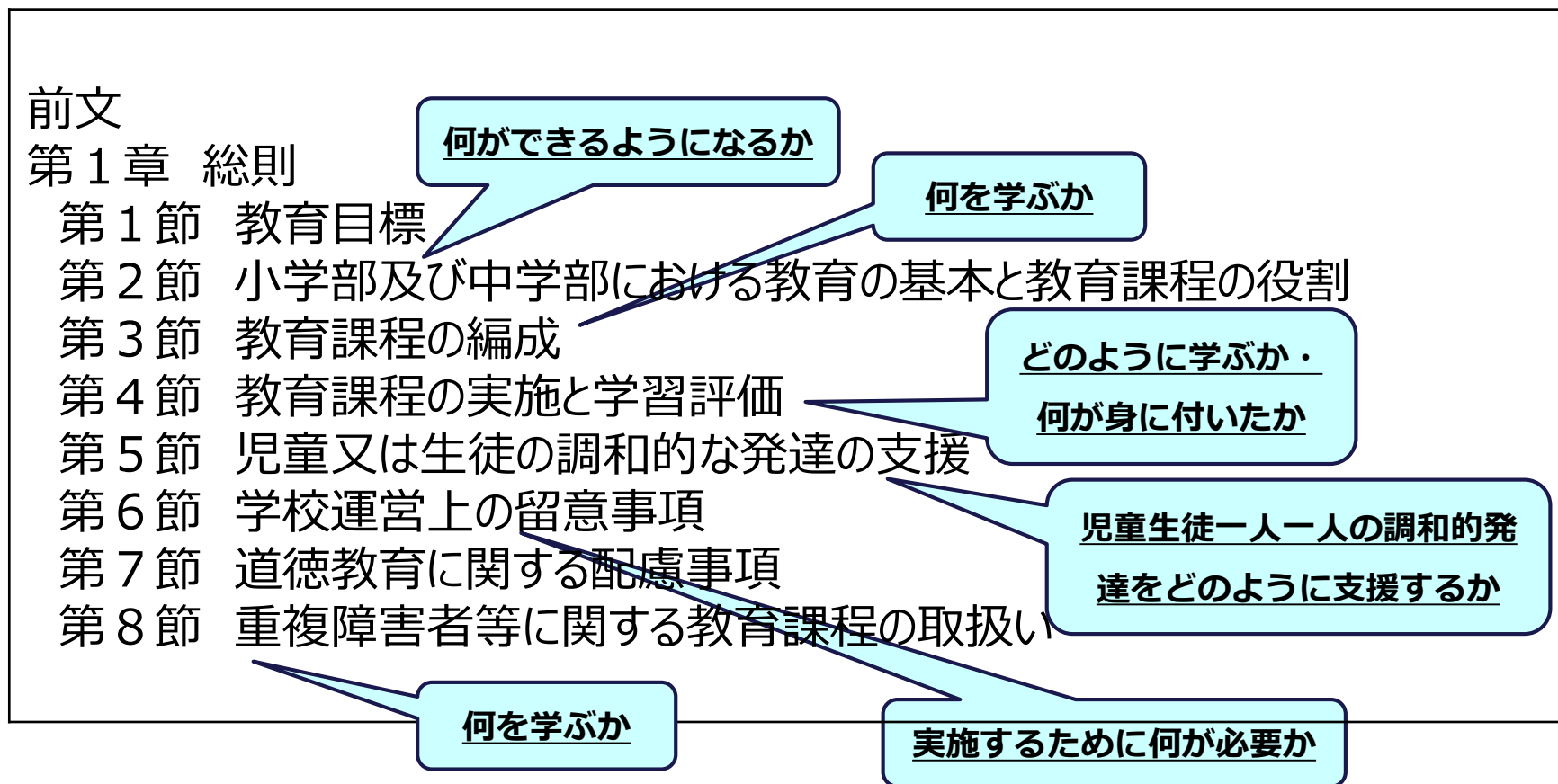
・ カリキュラム・マネジメントの実践により、**校内研修の充実等が図られるよう、章立てを改善**した。

・ 授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、**組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進**するよう改善した。

・ 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実、教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示した。

・ カリキュラム・マネジメントの視点から、**本規定を適用する際の基本的な考え方を整理**して示した。¹⁰

総則の構成について



教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行いやすいように章立てがされており、学校教育の質の向上を図ることが求められている。

総則における教育課程と指導計画の接続の明確化

第3節 教育課程の編成

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通的事項
 - (1) 内容等の取扱い
 - (2) 授業時数等の取扱い

(核となるカリキュラムの作成)

-
- (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
 - ア 調和のとれた具体的な指導計画の作成
 - イ 個別の指導計画の作成

(実施するカリキュラムの作成)

教育課程の編成における共通的事項

(1)内容等の取扱い

内容等の取扱い原則（学習指導要領第1章第3節の3の(1)のア、イ、ウ）

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。（省略）ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の目標や内容（省略）の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容並びに各学年、各段階、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

各教科等の取扱い（第1章第3節の3の(1)のカ）

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、**特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。**また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

各教科等の取扱い（第1章第3節の3の(1)のキ）

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、国語、社会、数学、理科、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、**特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。**また、外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

規定

学校教育法施行規則第126条-2

前項の規定にかかわらず、**知的障害者である児童を教育する場合は**、生活、国語、算数、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって**教育課程を編成するものとする**。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

学校教育法施行規則第127条-2

前項の規定にかかわらず、**知的障害者である生徒を教育する場合は**、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって**教育課程を編成するものとする**。ただし、必要がある場合には、外国語を加えて教育課程を編成することができる。

各教科の指導内容の設定（第1章第3節の3の(1)のク）

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、**各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。**その際、**小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。**

ポイント

- ・ **中学部の各教科の内容**については、小学部又は小学校からの進学者の実態等も考慮して、小学校の内容との関連性に考慮して**2段階に区分**して示している。
- ・ 各教科の段階に示す目標及び内容がバランスよく取り扱われるよう、**小学部は6年間、中学部は3年間を見通して、具体的な指導内容を設定**する必要がある。

教育課程の編成における共通的事項

(2)年間時数等の取扱い

年間の授業時数の取扱い（第1章第3節の3の(2)のア）

・ 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）（中略）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における**総授業時数に準ずる**ものとする。この場合、**各教科等**の目標及び内容を考慮し、**それぞれの年間の授業時数を適切に定める**ものとする。

年間の授業週数（第1章第3節の3の(2)のイ）

総合的な学習の時間に充てる授業時数（第1章第3節の3の(2)のウ）

特別活動の授業時数（第1章第3節の3の(2)のエ）

自立活動の授業時数（第1章第3節の3の(2)のオ）



規定

学校教育法施行規則第51条

第51条 小学校（中略）の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

別表第1（第51条関係）

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数			35	35			
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	

ポイント

各学校においては、この別表第1及び別表第2に示されている各教科等の授業時数を踏まえ、児童生徒や学校及び地域の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、小学部・中学部学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保するという視点が重要である。

教育の内容等を踏まえて指導計画を作成する段階 (実施するカリキュラムの作成)

第3節 教育課程の編成

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通的事項
 - (1) 内容等の取扱い
 - (2) 授業時数等の取扱い

-
- (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

ア 調和のとれた具体的な指導計画の作成

イ 個別の指導計画の作成

ポイント

- ・ カリキュラム・マネジメントの実現を目指して、アの年間指導計画等レベルと、イの個別の指導計画レベルに分けて示し、それらの**つながりに対する意識を促すように工夫**した。

教育の内容等を踏まえて指導計画を作成する段階 (実施するカリキュラムの作成)

第3節 教育課程の編成

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通的事項
 - (1) 内容等の取扱い
 - (2) 授業時数等の取扱い

 - (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
 - ア 調和のとれた具体的な指導計画の作成
 - イ 個別の指導計画の作成**

ポイント

- ・ 第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に各種規定が設けられている。
- ・ **教科と自立活動の指導目標や指導内容の設定に至る手続きに違い**がある。
- ・ 教師間の共通理解を図り指導の系統性を担保するためには、各学校において**個別の指導計画に盛り込むべき事項について整理**する必要がある。
- ・ 盛り込むべき事項について例示した。

教育課程の編成における共通的事項

(3)指導計画の作成等に当たっての配慮事項

ア 調和のとれた具体的な指導計画の作成（第1章第3節の3の（3）のア）

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、**調和のとれた**具体的な指導計画を作成するものとする。

ポイント

- 各学校においては、第1章総則第3節の3に示す教育課程の編成における**共通的事項を踏まえるとともに、第1章総則**及び第2章以下の**各章に示された指導計画の作成と内容の取扱いに関する配慮事項**などにも十分留意し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として**調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。**

調和のとれた指導計画に当たって、 特に配慮する事項（5項目）

(ア) 資質・能力を育む効果的な指導

(イ) 各教科等及び各学年相互間の関連

(ウ) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科
等の指導計画

(エ) 合科的・関連的な指導

(オ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う

特別支援学校における各教科等の指導内容の設定等

(ア) 資質・能力を育む効果的な指導

各教科等の各学年、各段階、各分野又は各言語の指導内容については、(1) のアを踏まえつつ、**単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え**、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた**授業改善を通して**資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

ポイント

・ 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、**その中でどのような資質・能力の育成を目指すのかを踏えて行われるもの**であり、教える場面と考えさせる場面を関連付けながら適切に内容を組み立てていくことも重要となる。

その際、教材・教具の工夫や、児童生徒の**理解度の把握なども重要**となる。

(イ) 各教科等及び各学年相互間の関連


各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

ポイント

- ・ 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動それぞれの**固有の目標の実現を目指すと同時に、他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るよう**に作成される必要がある。
- ・ 各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動、自立活動それぞれの指導目標、指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落したりしないように配慮するとともに、**指導の時期、時間配分、指導方法など**に関しても**相互の関連を考慮した上で計画が立てられることが大切**である。

教育の内容等を踏まえて指導計画を作成する段階 (実施するカリキュラムの作成)

第3節 教育課程の編成

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
 - 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力
 - 3 教育課程の編成における**共通的事項**
 - (1) 内容等の取扱い
 - (2) 授業時数等の取扱い
-
- (3) 指導計画の作成等に当たっての**配慮事項**
 - ア 調和のとれた具体的な指導計画の作成
 - イ 個別の指導計画の作成
- 

ポイント

- ・ カリキュラム・マネジメントの実現を目指す観点から、「各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を**合わせて指導を行う場合**」の規定を、3の「(1) 内容等の取扱い」から「(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項」の「**ア 調和のとれた具体的な指導計画の作成**」に移動した。

(オ) 各教科等の指導内容の設定等

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の**一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に**、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、**具体的に指導内容を設定**するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、**授業時数を適切に定める**こと。

ポイント

各教科等を合わせて指導を行う際には、学年ごとあるいは学級ごとなどに、各教科、道徳科、特別活動のそれぞれの**目標及び内容を基にして**、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、**指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当等を十分に明らかに**した上で、適切に**年間指導計画等を作成する必要がある**。その際、個々の児童生徒に必要な自立活動の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意が必要である。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。

[小学部・中学部 第1章総則 第8節]

知的障害者
である児童
生徒の場合

通常の
教育課程

障害の状態により特に必要がある場合
〔特別支援学校（知的障害）の場合も含む〕

知的障害を併せ有する
児童生徒の場合

重複障害者のう
ち、障害の状態
により特に必要
がある場合

■「中学部」の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者は、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科の一部を取り入れることができる。

■各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

■各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる

■各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる

■道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の内容の一部又は全部によって替えることができる

■視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者のための小学部の外国語科について、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる

■「中学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する「小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる

■小学部の外国語科について、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる

■「小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する「小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる

■「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる

■小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、「知的障害を有する児童のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる

■「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる

上記の取扱いを適用する際の留意点（学年又は段階の目標の系統性や内容の関連）を規定。

本規定を適用する際の前提となる考え方①

(中略)

以下の規定を適用する際には、第1章総則第1節の教育目標において示したとおり、**第2章以下に示す各教科等に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある**。その上で、児童生徒が学年や学部において、その在学期間に学校教育として提供する教育の内容を決定する際に、児童生徒一人一人の障害の状態等を考慮しながら、教育課程の編成について検討を行う際に理解しておかなければならない規定が「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」である。

ポイント

本規定を適用する際には、**学習評価に基づき、なぜその規定を適用することを選択したのか、その理由を明らかにしていきながら教育課程の編成を工夫すること**が求められており、このことは、教育課程の評価を実施する上でも重要であることを踏まえる必要がある。

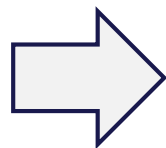
本規定を適用する際の前提となる考え方②

知的障害を併せ有する
児童生徒の場合

■「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる

■小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、「知的障害を有する児童のため

の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる



- 本規定を適用した場合、合わせて指導を行うことができるようになっている。その際、**教育の内容と指導の形態とを混同し、結果として学習活動が優先され、各教科等の内容への認識が不十分な状態**にならないようにしなければならない。
- 選択した教育の内容を学習する上で、最適な指導の形態を選択するという認識が重要である。
- 第2章以下に示す各教科等の目標及び内容について、一人一人の学習の習得状況等の把握に努めることが重要。

本規定を適用する際の前提となる考え方③

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合

■ 「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、**自立活動を主として指導を行うことができる**

- 個々の障害の状態や学習の習得状況等の把握に努めることなしに、例えば、重複障害者である児童生徒は、**自立活動を主とした教育課程で学ぶことを前提とする**など、最初から既存の教育課程の枠組みに児童生徒を当てはめて考えることは避けなければならない。
- 第2章以下に示す各教科等の目標及び内容を踏まえ、個別の指導計画を基にして、一人一人の学習の習得状況等を把握することが重要。

各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえる

各教科等の取扱い（学習指導要領第1章第8節の4）

4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

ポイント

・ 重複障害者については、一人一人の障害の状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きい。他の児童生徒と同様、第1章総則第1節「教育目標」において示したとおり、**第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっている**ことを踏まえる必要がある。

・ その上で、次に示すとおり、**各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえ、小・中学部の在学期間に学校教育として提供すべき教育内容を卒業後の生活も考慮しながら、障害の状態により特に必要がある場合か否かを検討していくことが必要**である。

① 各教科の目標設定に至る手続きの例

各教科の教育内容は、児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育することとなっている。

- a 小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標に照らし、児童生徒の学習状況が何学年相当か把握する。
 - ・ 当該学年の各教科の目標について
 - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標について
 - ・ 中学部より前の各学部の各教科の目標及びねらいについて
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第1節第2款の第1及び第2節第2款の第1に示されている知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校小学部及び中学部の各教科の目標に照らし、児童生徒の学習状況が何段階相当か把握する。
- c a又はbを踏まえ、小学部又は中学部卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育の内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

② 自立活動の目標設定に至る手続きの例

自立活動の目標及び内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、**個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うもの**である。

- a 個々の児童生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

ポイント

- 重複障害者については、例えば、①の手続きを経て、特別支援学校（知的障害）小学部教科の1段階の内容を習得し目標を達成することが難しそうな児童に対し、**1段階から丁寧に指導するという判断**がある。
- 一方で、**自立活動に替えて指導するという判断**もある。
- 特に、後者の判断をする場合には慎重になされるべきである。
- なぜならば、第1章総則第3節の3の(1)のアに示すとおり、**第2章以下に示す各教科等に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっている**ことを踏まえる必要がある。
- よって、**1段階の内容を習得し目標を達成するための指導に加え**、②の手続きを経て、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための**自立活動の指導も実施するという検討も必要**である。
- この規定を適用する場合、障害が重複している、あるいはその障害が重度であるという理由だけで、**各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うようなことのないように留意しなければならない。**
- なお、道徳科及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。

替える規定を「一部」から「全部」の順番に再構成

3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。したがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。

学習指導要領の「規準性」と学校の創意工夫という二つの観点から、カリキュラム・マネジメントの視点により、その充実を促している。

(3)各教科

① 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

・ 各教科等の目標及び内容等について、小学校及び中学校に準ずることは従前と同様であるが、児童生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実を図るため、各障害種別に示されている指導上の配慮事項について改善及び充実を図った。

② 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

・ 各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理した。その際、各学部や各段階、幼稚園、小学校及び中学校とのつながりに留意し、各教科の目標及び内容等の見直しを行った。

・ 小・中学部の各段階に目標を設定した。

・ 中学部に2段階を新設し、段階ごとの内容を充実するとともに、教科ごとの指導計画の作成と内容の取扱いを新たに示した。

各教科等の改訂の要点

知的障害の特徴及び適応行動の困難さ等を踏まえ、各教科等については、学校教育法施行規則第126条第2項及び127条第2項において、その種類を規定している。

発達期における知的機能の障害を踏まえ、「知識及び機能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等を示している。

知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。

- 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実、各教科ごとに指導計画の作成と内容の取扱いを新設
- 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
- 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

各教科等の構成と履修（解説「各教科等編」第4章第1節の4）

各教科等について、各学校が指導計画を作成する際に、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の（3）のアに示すとおり、各教科の目標の系統性や内容の関連及び各教科間の関連性を踏まえ、児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織し、具体的な指導内容を設定する必要がある。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科③

指導の形態について（指導計画を中心に）

教科別に指導する場合

- ・児童生徒に対しどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、指導を創意工夫する必要がある。
- ・個別の指導計画の作成に当たっては、各教科等との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを適切に評価できるように計画する必要がある。

道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合

- ・各教科等を合わせて指導を行う際には、**各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で**、効果的に実施し、計画、実施、評価、改善していくことが必要である。
- ・各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

指導内容の設定と授業時数の配当

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の(3)のアの(オ)には、**各教科等を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定める**ことが示されている。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要がある。

ポイント (第1章第3節の3の(2)のア及び解説第3編第2章第3節の3の(2)の①)

- 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）（中略）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における**総授業時数に準ずる**ものとする。この場合、**各教科等**の目標及び内容を考慮し、**それぞれの年間の授業時数を適切に定める**ものとする。

今後の肢体不自由教育に 期待していること



資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める

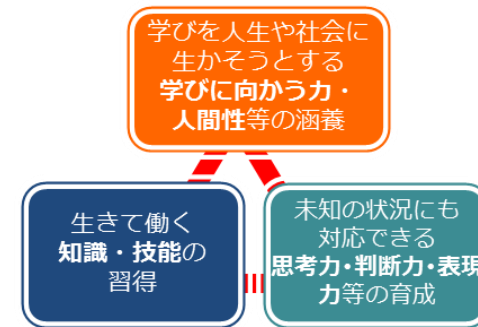
育成を目指す資質・能力（第1章第2節の3）

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、**各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが**ら教育活動の充実を図ること、その際には児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することを示している。

「知識及び技能」の習得

「思考力、判断力、表現力等」の育成

「学びに向かう力、人間性等」の涵養



ポイント

- ・「何を学ぶか」という教育の内容を重視しつつ、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」を併せて重視し、**どのような資質・能力の育成を目指すのかを指導のねらいとして設定**していくこと。

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広める
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現
力等の育成

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

【深い学び】

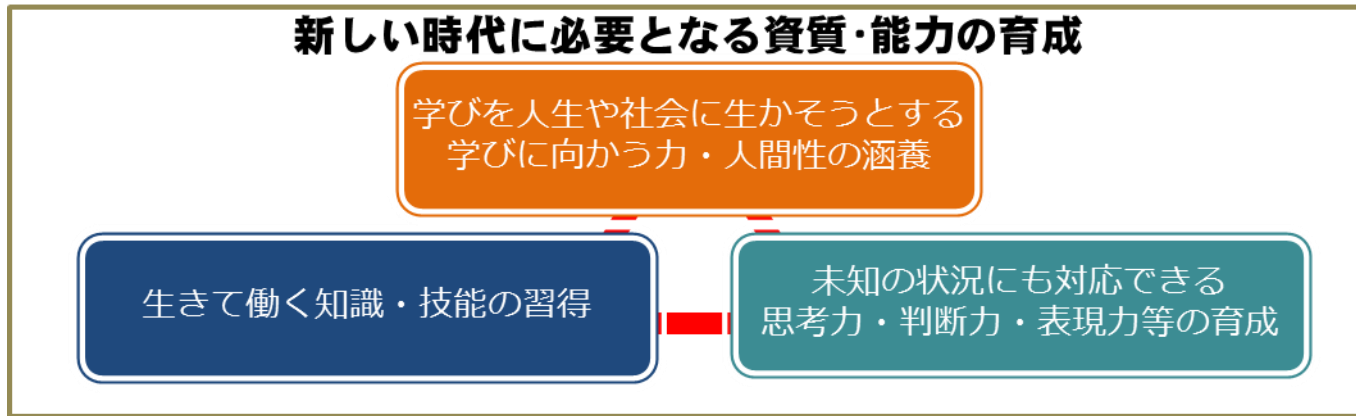
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

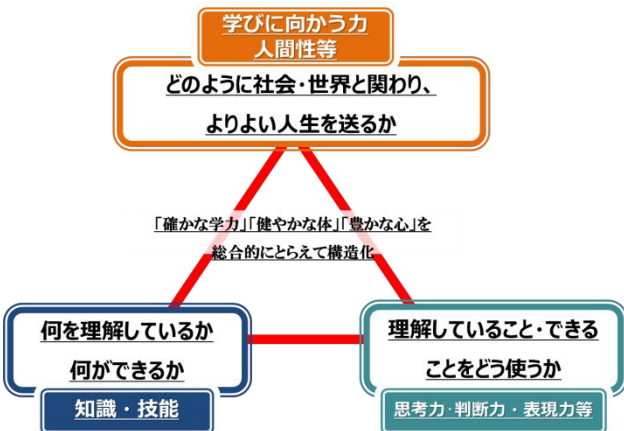
- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通じて集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価



ポイント



- ・ 資質・能力の育成は、児童生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる 知識及び技能の質や量に支えられている。
- ・ 知識や技能なしに、思考や判断、表現等を深めることや、社会や世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくことは難しい。
- ・ 一方で、思考や判断、表現等を伴う学習活動を行ったりすることなしに、児童生徒が新たな知識や技能を得ようとしたら、知識や技能を確かなものとして習得したりしていくことも難しい。
- ・ 「知識及び技能」と他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、発達段階に応じて、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていくことが重要である。

何を理解しているか

何ができるか

知識・技能

生きて働く知識・技能の習得

・ 知識については、教科の特質に応じた学習の過程を通して、新たな知識が既得の知識と関連付けられ他の学習や生活の場面でも活用できる**生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要**であり、知識の理解の質を高めることが重視されている。（技能についても同様）

理解していること・できる

ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

・ 「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて**具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力**であり、変化が激しく予測困難な時代に向けてますますその重要性は高まっている。

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

・ 「学びに向かう力、人間性等」は、**他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素**である。児童生徒の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となる。

カリキュラム・マネジメントの四つの側面

(ア)教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

(イ)教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。

(ウ)教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

(エ)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと。

(ア)教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

教育課程に関する法令や各学校の教育目標が定める教育の目的や目標の実現を目指して、**指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択して組織し、それに必要な授業時数を配当していくこと。**

各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、**各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成**したり、児童生徒の生活時間と教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくこと。

ポイント

・「何を学ぶか」という教育の内容を選択して組織していくことと同時に、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」という、**育成を目指す資質・能力を指導のねらいとして明確に設定していくこと**が求められている。

教育課程の編成に当たっては

- 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくこと
- 総合的な学習の時間において教科等の枠を超えた横断的総合的な学習が行われるようにすること

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

- ・**学習の基盤となる資質・能力**
(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力 等)
- ・**現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力**
(健康・安全・食に関する力、主権者として求められる力、豊かなライフスポーツを実現する力 等)

ポイント

- ・あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、**教育課程全体を見渡して育んでいくことが重要。**

(エ)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと

「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、**指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること**」

ポイント

- ・ 個別の指導計画は、**指導計画等を具体化**し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、**きめ細やかに指導するために作成**するものである。
- ・ 個別の指導計画に基づいて児童生徒に**何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え**、カリキュラム・マネジメントの充実の観点から、個別の指導計画の実施状況の**評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫**することが大切になってくる。

個別の指導計画の整理

- ・平成11年 → 自立活動や重度重複障害者に対して作成
- ・平成21年 → 各教科等にわたり作成

個別の指導計画に盛り込むべき事項や様式、作成の手続きとその活用について整理する必要がある。

各教科における個別の指導計画

自立活動における個別の指導計画

ポイント

- ・ 教科と自立活動の指導目標や指導内容の設定に至る**手続きに違いがある**ことを踏まえる。
- ・ 第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に**各種規定が設けられていること**を踏まえる。
- ・ **指導上最も効果が上がるように各学校が工夫して作成**することが大切。

季刊誌

特別支援教育

最新号：平成30年7月30日
No. 70 夏号

関係者必携

文部科学省特別支援教育課編集の 特別支援教育の総合情報誌

特別支援教育

夏
No.70

【特別企画】
新学習指導要領等における
特別支援教育への期待

【特集①】
幼児教育段階に
おける指導の充実

【特集②】
自立活動の指導の充実



- ☆巻頭言／特集／研究最新情報／施策だより など
- ☆年4回刊行 3・6・9・12月発売
- ☆価格 本体 680円＋税

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
TEL03-3823-9206
<http://www.toyokan.co.jp/search/g2797.html>
- ◆インターネットからも購入することができます。

